

原子力施設等におけるトピックス
(令和元年12月16日～12月22日)

令和元年12月25日
原子力規制庁

○令和元年12月16日～12月22日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
12月16日	古河機械金属株式会社	技術統括本部 新材料開発部	放射性同位元素の所在不明について	

○主要な原子力事業者(＊)の原子力事業所内で令和元年12月16日～12月22日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に係る事案で、事業者がプレス公表したもの

＊……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス
該当なし

<その他>
該当なし

令和元年12月16日

古河機械金属株式会社における 放射性同位元素の所在不明について報告を受けました

原子力規制委員会は、令和元年12月16日、古河機械金属株式会社から、同社技術統括本部新材料開発部（茨城県つくば市）において密封線源（表示付認証機器、セシウム137）が所在不明となったことから、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象（放射性同位元素の所在不明）に該当するとの報告を受けました。

記

1. 古河機械金属株式会社からの報告内容

古河機械金属株式会社からの報告の概要は別紙のとおり。

2. 所在不明の放射性同位元素

密封線源（セシウム137）1個（10メガベクレル）＜別添図参照＞

3. 原子力規制委員会の対応

古河機械金属株式会社に対し、引き続き当該密封線源の捜索を行うよう指示するとともに、同社が行う原因究明及び再発防止策について確認していきます。

なお、当該密封線源を発見された方は、直接触れずに、最寄りの警察署又は以下の電話番号にご連絡下さい。

- ・古河機械金属株式会社 経営企画部 広報・IR課 電話：03-3212-6570
- ・原子力規制庁 事故対処室 電話：03-5114-2121

以上

担当

原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室 室長 村田 真一

担当：鈴木 一寿

電話：03-3581-3352（代表）

03-5114-2121（直通）

古河機械金属株式会社からの報告の概要
(12月16日14時45分までに受けたもの)

令和元年12月9日9時頃、放射線測定器の動作確認及び校正に使用していた密封線源(表示付認証機器、セシウム137、10メガベクレル)1個が所定の保管場所にないことを、同社職員からの連絡により確認した。

また、同社で所有する密封線源(表示付認証機器、セシウム137以外を含む。)11個のうち、10個については技術統括本部新材料開発部において保管されていることを確認した。

最後に当該線源の所在を確認したのは平成27年1月29日であり、令和元年12月9日以降、保管場所及び使用場所並びにそれらの周辺において所在の確認を行ったが本日まで発見には至っていない。

以上の状況を踏まえ、本日9時に放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象(放射性同位元素の所在不明)に該当すると判断し、原子力規制庁へ報告した。

なお、当該線源から1メートル離れた場所における線量率は、0.9マイクロシーベルト毎時程度である。

本日9時55分に当該線源の所在不明について、警察へ届け出た。

引き続き当該線源の捜索を行う。

以上

(古河機械金属株式会社より入手)

所在不明となった表示付認証機器

1) 緒言

図1、2及び表1、2に今回所在不明となった線源と同型の表示付認証機器の外観・寸法・原材料を提示する。

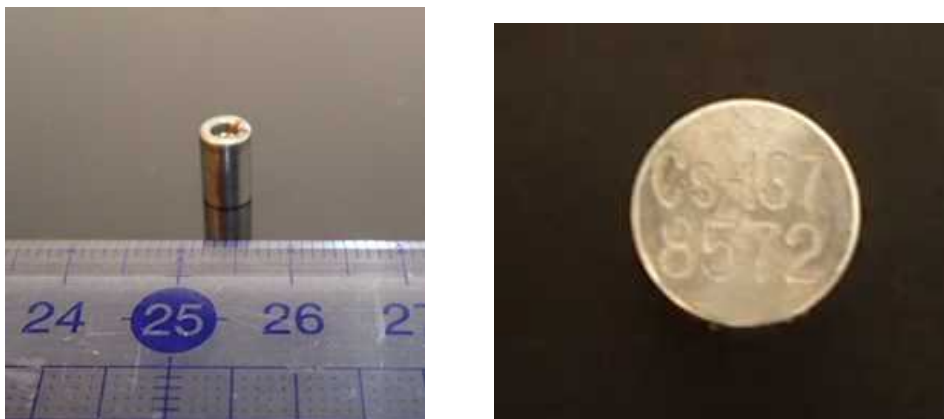


図1 同型の表示付認証機器 (左：外観 右：裏の彫刻面)

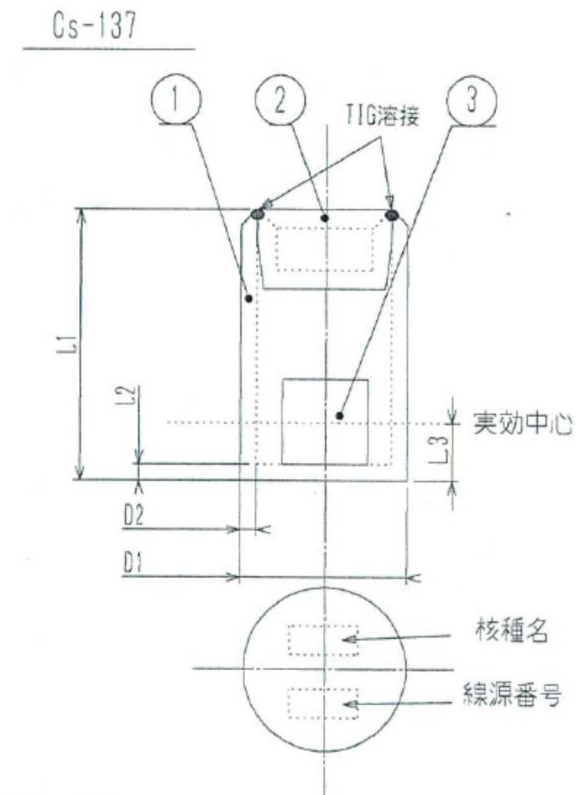


図2 形状図

表1 寸法

	寸法 [mm]	公差 [mm]
D1	5.2	±0.5
D2	0.5	±0.2
L1	8.5	±0.5
L2	0.5	±0.2
L3	2.0	±0.5

表2 原材料

	品名	材質
①	カプセル	ステンレス鋼
②	カプセル	ステンレス鋼
③	放射性同位元素 ^{注2)}	多孔質セラミックスに吸着

2) 保管状況

当該線源は図3に示す鉛容器に入れて他の表示付認証機器10個と一緒に新材料開発部内の金庫に保管されていた。

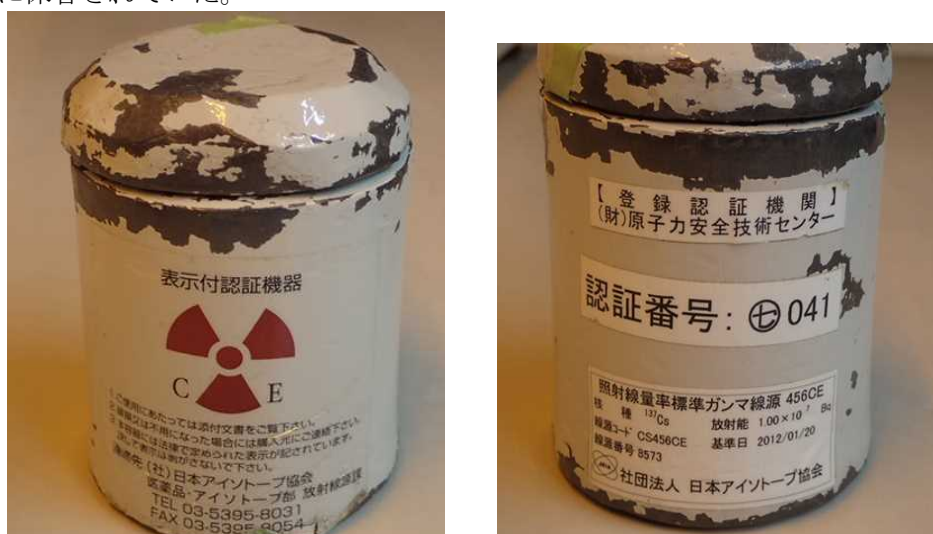
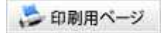


図3 当該線源を保管していた鉛容器

ホーム > 放射性同位元素の所在不明について



お知らせ

放射性同位元素の所在不明について

12月16日

本日、放射性同位元素の所在不明について、次のとおり原子力規制委員会に報告いたしました。本年12月9日、当社の技術統括本部新材料開発部(茨城県つくば市。以下、単に「新材料開発部」といいます。)にて、放射線検出器の動作確認および校正に使用していた密封線源(表示付認証機器、セシウム137、10メガベクレル)1個が所定の保管場所がないことを同部の職員からの連絡により確認しました。

同日、放射線検出器関連の業務に携わった役職員(退職者を含みます。)に対してヒアリングを実施するとともに、当該線源が存在する可能性のある場所においてサーベイメータを用いて検索を行いました。発見には至りませんでした。

なお、当社が所有する密封線源(表示付認証機器、セシウム137以外を含みます。)11個のうち10個については、新材料開発部において保管されていることを確認しています。

以上の状況を踏まえ、本日、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象(放射性同位元素の所在不明)に該当すると判断し、原子力規制委員会に報告いたしました。

当該線源については、引き続き検索を行ってまいります。

この度は、多くの皆様に、ご不安、ご心配をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。また、再発防止に最大の努力を払ってまいります。

以上

お知らせ
Information

ニュースリリース

- [2019](#)
- [2018](#)
- [2017](#)
- [2016](#)
- [2015](#)
- [アーカイブ](#)

展示会情報

- [2019](#)
- [2018](#)
- [2017](#)



[このページの先頭へ](#)

個人情報保護方針 [サイトのご利用にあたって](#)

Copyright© 2019 FURUKAWA CO.,LTD All Rights Reserved.



(古河機械金属株式会社HP掲載)